

令和3年度 第1回鹿角市空き家等対策協議会

日時：令和4年3月23日（水）13時30分～

場所：鹿角市役所 第5会議室

～ 次 第 ～

1 開 会

2 会長あいさつ

3 協議案件

（1）空き家件数の状況について・・・・・・・・・・・・・資料1

（2）危険老朽空き家除却費補助金交付要綱の一部改正について・・・・・・・・・資料2

（3）危険老朽空き家除却費補助金による解体の状況について・・・・・・・・・資料3

4 その他

（1）空き家バンク等について・・・・・・・・・・・・・資料4

5 閉 会

（１）空き家件数の状況について

- ①空き家件数（R3. 4. 1 時点）
- 総合的な適正管理度（レベル1～3）を判定
- ・レベル1（概ね適正に管理）358 件（対前年比：- 2 件）
 - ・レベル2（管理がやや不十分）519 件（対前年比：+ 1 件）
 - ・レベル3（危険度が高い）64 件（対前年比：-13 件）
- 計 941 件（対前年比：-14 件）

② R3 空き家件数の内訳 ： 941 棟

地 区	空き家台帳件数	総合的な適正管理度			適正管理度の内訳		
		レベル1	レベル2	レベル3	レベル1	Aa	358
八幡平	121	49	64	8	レベル2	Ab	4
尾去沢	120	48	70	2		Ac	0
十和田	178	58	105	15		Ba	422
大 湯	169	69	88	12		Bb	93
花 輪	353	134	192	27	レベル3	Bc	0
計	941	358	519	64		Ca	17
						Cb	46
						Cc	1
					計		941

③緊急度追跡調査の結果

鹿角市空き家(レベル3)緊急度調査結果						令和3年6月時点			
	調査総数		判定結果	R2	R3	内訳	R2	R3	増減
現地調査件数	R2	R3	緊急度 1 (1～90点)	10 件	5 件	1～30点	2件	0件	-2
	77	64 件				31～60点	6件	2件	-4
						61～90点	2件	3件	+1
			緊急度 2 (100～190点)	100～130点	14件	7件	-7		
				131～160点	13件	7件	-6		
				161～190点	8件	14件	+6		
			緊急度 3 (200点以上)	200～230点	8件	10件	+2		
				231～260点	4件	4件	0		
	260点以上	5件		9件	+4				
			対象外物件 (経過観察)	15 件	8 件	⇒既に解体済み物件：1 件 ⇒全壊により廃棄物扱い物件：3 件 ⇒住居以外（用途変更）の物件：1 件 ⇒修繕・補修によりレベル変更物件：3 件			

(2) 危険老朽空き家除却費補助金交付要綱の一部改正について（概要）

① 改正の趣旨

全国的に空き家問題が複雑化・深刻化する状況のなか、空き家解体後における空き地管理問題を解消するため、これまで補助対象空き家の要件としていた「土地の譲渡を目的としないこと」を削除する。

また総合的な適正管理度のレベル3に加え、新たにレベル2のうち周辺環境への悪影響が確認される空き家についても補助対象とすることで、危険老朽空き家発生未然防止を図ることを目的に、当該補助金の補助要綱を一部改正するものである。

② 改正の内容

改正案
（補助対象空き家） 第3条 補助金の交付の対象となる危険老朽空き家（以下「補助対象空き家という。」は、次に掲げる要件の全てに適合するものとする。 （1）～（3） （略） （4）土地の譲渡を目的としていないこと。（削除） （4） 公共事業等の補償の対象となっていないこと。 （5） 市が実施する実態調査において、総合的な適正管理度がレベル3と判定されたもの <u>又は総合的な適正管理度がレベル2と判定されたもののうち保安上危険であるものその他周辺の生活環境に著しく悪影響を及ぼしている状態と認められるもの</u> であること。 （6）（7） （略） （補助金の額） 第7条 補助金の額は、前条の補助対象経費の2分の1以内とし、<u>総合的な適正管理度ごとの上限額は、次に掲げるとおり</u>とする。ただし、千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。 <u>（1） 総合的な適正管理度がレベル2の場合 30万円</u> <u>（2） 総合的な適正管理度がレベル3の場合 50万円（市県民税所得割が課税されていない世帯は70万円）</u> （交付決定の取消し及び補助金の返還） 第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。 （1）・（2） （略） （3） 除却後1年を経過しないうちに住宅等を建築したとき、又は除却後の土地を有償で譲渡したとき。

③ 施行日

令和4年4月1日施行